

ランニングサークル会則

北名古屋ふれあいスポーツクラブは、地域と密着した総合型のクラブ活動を通して、地域住民の健康づくり、地域社会の活性化、青少年の健全育成に寄与することを目的とし活動する。本サークルは、北名古屋ふれあいスポーツクラブの一種目とし、6スポーツクラブには属さない。

- ① 名古屋ふれあいスポーツクラブの目的に賛同する者であること。
- ② 医師から運動制限または禁止の診断を受けていない健康な者であること。
- ③ 本サークルに入会を希望する者は、所定の手続きに従って申し込み、北名古屋ふれあいスポーツクラブが定める会費を納入する。
- ④ 入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出る。
- ⑤ 年会費（指導者への謝金、施設使用料、用具購入費、事務費等）
- ⑥ 一旦入金した会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- ⑦ 決算報告書・予算案については、北名古屋ふれあいスポーツクラブの会計報告・予算案に持ってかえる。
- ⑧ 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに実技指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して、盗難、傷害等の事故が起きても、本クラブ並びに実技指導者に対し、一切の損害賠償責任を請求しないものとする。
- ⑨ 会員はスポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで対応するものとし、未加入者の活動の事故については、一切の責任を負わない。